群馬県地域防災計画

風水害・雪害対策編
火 山 災 害 対 策 編
事 故 災 害 対 策 編
火　災　対　策　編

新旧対照表

（令和８年３月修正）

※ 誤字脱字の修正、表現の変更、書式の変更、時点のみの修正、資料編の修正等、内容の変更を伴わない軽微な変更は、新旧対照表への記載を省略しています
※ 表の「頁」は修正**後**の頁を記載しています

風水害・雪害対策編

<table>
<tr><th>頁</th><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th></tr>
<tr><td>目次</td><td>第１部　災害予防
（略）
第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
（略）
第 13 節　食料・食料･飲料水及び生活必需品等の調達･供給体制の整備
（略）
第５章　その他の災害予防
（追加）
第２部　災害応急対策
（略）
第７章　避難の受入活動
（略）
第１節　避難場所の解放及び指定避難所の開設・運営</td><td>第１部　災害予防
（略）
第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
（略）
第 13 節　食料・食料･飲料水及び生活必需品等の備蓄･調達･供給体制の整備
（略）
第５章　その他の災害予防
第５節　復興事前準備
第２部　災害応急対策
（略）
第７章　避難の受入活動
（略）
第１節　避難場所の解放及び指定避難所等の開設・運営</td><td>本文の更新を反映</td></tr>
<tr><td>2</td><td>総則
（略）
第２節　防災の基本理念
（略）
１　周到かつ十分な災害予防
（略）
（追加）</td><td>総則
（略）
第２節　防災の基本理念
（略）
１　周到かつ十分な災害予防
（略）
（３）災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。</td><td>防災基本計画の修正（令和 7 年）を反映</td></tr>
<tr><td>4</td><td>第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
（略）
３　指定地方行政機関
<table>
<tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>関東管区警察局</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（追加）</td><td>（追加）</td></tr>
<tr><td>関東総合通信局</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
（略）
３　指定地方行政機関
<table>
<tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>関東管区警察局</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>関東管区行政評価局（群馬行政監視行政相談センター）</td><td>１　被災者への生活支援情報の提供に関すること。
２　専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。
３　特別行政相談所の開設に関すること。</td></tr>
<tr><td>関東総合通信局</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>指定地方行政機関の指定</td></tr>
</table>

頁	修正前	修正後	修正理由等
	(略) | (略)	(略) | (略)	
	関東地方整備局（高崎河川国道事務所ほか） | (略) （追加）	関東地方整備局（高崎河川国道事務所ほか） | (略) 4　緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧等の支援（災害対策用建設機械等の貸し出しを含む）に関すること。	記載の見直し
	(略) | (略)	(略) | (略)	
	国土地理院関東地方測量部 | (略) （追加）	国土地理院関東地方測量部 | (略) 4　災害教訓の伝承に関すること。	
7	5　指定公共機関	5　指定公共機関	社名変更を反映 ※ 49, 58, 141, 241 頁も同様に反映
	機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱	機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱	
	日本郵便(株) | (略)	日本郵便(株) | (略)	
	東日本電信電話(株) | (略)	ＮＴＴ東日本(株) | (略)	
	(株)ＮＴＴドコモ(群馬支店) | (略)	(株)ＮＴＴドコモ(群馬支店) | (略)	
	(略) | (略)	(略) | (略)	
	東京ガスネットワーク(株)（群馬導管・設備センター） | (略)	東京ガスネットワーク(株)（群馬・熊谷導管・設備センター） | (略)	組織改正を反映
	(略) | (略)	(略) | (略)	
10	**第４節　県土の概況** 1　地勢の特性 本県は、東を栃木県、南を埼玉県、西を長野県、北を新潟県、北東を福島県に接し、本州のほぼ中央部にあって、東西が 95.90ｋｍ、南	**第４節　県土の概況** 1　地勢の特性 本県は、東を栃木県、南を埼玉県、西を長野県、北を新潟県、北東を福島県に接し、本州のほぼ中央部にあって、東西が 95.90ｋｍ、南	最新情報に更新

<table>
<tr><th>頁</th><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th></tr>
<tr><td></td><td>北が 119.14ｋｍ、面積は 6,362.28ｋ㎡（国土地理院「令和６年全国都道府県市区町村別面積調（令和６年７月１日時点）」）で全国で 21 位の広さを持つ内陸県である。
（略）</td><td>北が 119.14ｋｍ、面積は 6,362.28ｋ㎡（国土地理院「令和７年全国都道府県市区町村別面積調（令和７年 10 月１日時点）」）で全国で 21 位の広さを持つ内陸県である。
（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>15</td><td>第５節　過去の災害
（略）
(10)　平成 25 年（2013 年）９月 13～16 日　台風第 18 号、太田市竜巻、みどり市・桐生市竜巻
<table>
<tr><td>概要</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>前橋の極値</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>被害</td><td>軽傷 21 人、住家一部破損 529 棟、非住家（物置全壊）１棟、文教施設２ヶ所、農作物 0.67ha、農業用施設８ヶ所、停電最大時約 3,000 戸</td></tr>
</table></td><td>第５節　過去の災害
（略）
(10)　平成 25 年（2013 年）９月 13～16 日　台風第 18 号、太田市竜巻、みどり市・桐生市竜巻
<table>
<tr><td>概要</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>前橋の極値</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>被害</td><td>軽傷５人、住家全壊１棟、一部破損 201 棟、床下浸水７棟、非住家（倉庫全壊）１棟、田畑流出・埋没 3.95ha、道路損壊 18 箇所、橋梁損壊１箇所、河川損壊 43 箇所、砂防被害４箇所、崖崩れ 18 箇所、停電 10,190 戸</td></tr>
</table></td><td>誤記の修正</td></tr>
<tr><td>18</td><td>（略）
〈参　考〉直近の気象災害の概況（火山災害及び地震災害を除く。）
<table>
<tr><td rowspan="2">暦年</td><td rowspan="2">件数</td><td rowspan="2">死者（人）</td><td rowspan="2">行方不明（人）</td><td rowspan="2">負傷者（人）</td><td colspan="5">住家被害（棟）</td><td rowspan="2">被害額（千円）</td></tr>
<tr><td>全壊</td><td>半壊</td><td>一部破損</td><td>床上浸水</td><td>床下浸水</td></tr>
<tr><td colspan="11">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="11">（追加）</td></tr>
</table></td><td>（略）
〈参　考〉直近の気象災害の概況（火山災害及び地震災害を除く。）
<table>
<tr><td rowspan="2">暦年</td><td rowspan="2">件数</td><td rowspan="2">死者（人）</td><td rowspan="2">行方不明（人）</td><td rowspan="2">負傷者（人）</td><td colspan="5">住家被害（棟）</td><td rowspan="2">被害額（千円）</td></tr>
<tr><td>全壊</td><td>半壊</td><td>一部破損</td><td>床上浸水</td><td>床下浸水</td></tr>
<tr><td colspan="11">（略）</td></tr>
<tr><td>令和6年</td><td>25</td><td>0</td><td>0</td><td>12</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>12</td><td>67</td><td>1,158,254</td></tr>
</table></td><td>最新情報に更新</td></tr>
<tr><td>33</td><td>第８節　ライフライン施設の機能確保
１　ライフライン施設の機能確保
（１）
（略）
（追加）</td><td>第８節　ライフライン施設の機能確保
１　ライフライン施設の機能確保
（１）
（略）
エ　市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</td><td>防災基本計画の修正（令和７年）を反映</td></tr>
</table>

頁	修正前	修正後	修正理由等
33	（略） 3　応急復旧用資機材の整備 （略） （２）　下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。	（略） 3　応急復旧用資機材の整備 （略） （２）　水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
35	**第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え** （略） （追加）	**第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え** （略） また、県及び市町村は、国（内閣府等）と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
36	（略） （追加）	（略） 市町村は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
38	**第１節　避難誘導体制の整備** （略） （９）　市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報や洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。	**第１節　避難誘導体制の整備** （略） （９）　市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報やキキクル等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。	名称変更を反映
40	（略） 6　要配慮者への配慮等	（略） 6　要配慮者への配慮等	

頁	修正前	修正後	修正理由等
	（２） 市町村及び県（観光魅力創出課）は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。	（２） 市町村及び県（観光リトリート推進課）は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。	組織改正を反映
44	（略） 9　防災まちづくりの推進 （略） （４） 県（県土整備部）及び市町村は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、原則として都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。	（略） 9　防災まちづくりの推進 （略） （４） 県（県土整備部）及び市町村は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。	防災基本計画の修正（令和 7 年）を反映
45	**第３節　災害未然防止活動体制の整備** （略） 6　気象情報の効果的利活用体制の整備 前橋地方気象台は、発表する特別警報・警報・注意報、気象情報が避難指示等の基準設定等防災体制の整備に役立つよう、県と連携しつつ市町村に対する助言に努めるものとする。併せて、洪水警報の危険度分布や大雨警報などの防災気象情報について利活用状況の把握に努め、その結果を踏まえた防災気象情報の改善及び更なる利活用の推進を図るものとする。	**第３節　災害未然防止活動体制の整備** （略） 6　気象情報の効果的利活用体制の整備 前橋地方気象台は、発表する特別警報・警報・注意報、気象情報が避難指示等の基準設定等防災体制の整備に役立つよう、県と連携しつつ市町村に対する助言に努めるものとする。併せて、キキクルや大雨警報などの防災気象情報について利活用状況の把握に努め、その結果を踏まえた防災気象情報の改善及び更なる利活用の推進を図るものとする。	名称変更を反映
48	**第５節　情報の収集・連絡体制の整備** （略） 4　多様な情報の収集体制の整備 （略） （３） 県（危機管理課）、市町村その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（群馬県総合防災情報システム、内閣府総合防災情報システム（ＳＯＢＯ−ＷＥＢ））に集約できるよう努めるものとする。	**第５節　情報の収集・連絡体制の整備** （略） 4　多様な情報の収集体制の整備 （略） （３） 県（危機管理課）、市町村その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（群馬県総合防災情報システム、内閣府総合防災情報システム（ＳＯＢＯ−ＷＥＢ）及び新物資システム（Ｂ−ＰＬｏ））に集約できるよう努めるものとする。また、県（危機管理課）及び市町村は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。	防災基本計画の修正（令和 7 年）を反映
48	（略） 5　情報の分析整理	（略） 5　情報の分析整理	防災基本計画の

頁	修正前	修正後	修正理由等
	県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。	県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。また、災害時に災害対応基本共有情報（ＥＥＩ）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。	修正（令和 7 年）を反映
49	**第６節　通信手段の確保** （略） ３　代替通信手段の確保 （略） イ　国及び他都道府県との無線系通信手段 （略） （エ）　国土交通省水防道路用無線（～国土交通省、他都道府県）	**第６節　通信手段の確保** （略） ３　代替通信手段の確保 （略） イ　国及び他都道府県との無線系通信手段 （略） （エ）　国土交通省多重無線（～国土交通省、他都道府県）	記載の見直し
51	**第７節　職員の応急活動体制の整備** 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 （略）	**第７節　職員の応急活動体制の整備** 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、災害対応に当たる職員等の健康管理を徹底するとともに、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 （略）	防災基本計画の修正（令和 7 年）を反映
53	**第８節　防災関係機関の連携体制の整備** 防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。 また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては、訓練を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する必要がある。	**第８節　防災関係機関の連携体制の整備** 防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平時から連携を強化しておく必要がある。 特に、県及び市町村においては、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。 また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては、訓練を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する必要がある。	防災基本計画の修正（令和 7 年）を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
53	1　県における受援・応援体制の整備 （略） （２）　県（危機管理課）は、受援計画や応援計画を定めるとともに、受援・応援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 （３）　県（危機管理課、人事課、市町村課）は、市町村と協力し、訓練等を通じて応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。また、同制度に基づく他の都道府県等からの応援職員の受け入れについても、活用方法の習熟や発災時における円滑な活用に努めるものとする。 （４）　県（人事課、県土整備部等）は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 （追加）	1　県における受援・応援体制の整備 （略） （２）　県（危機管理課）は、受援計画や応援計画を定めるとともに、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。 （３）　県(危機管理課)は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。また、応援職員等の執務スペースを確保すると共に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など日頃から実効性の確保に留意する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。なお、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 （４）　県(危機管理課、県土整備部等)は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。 （５）　県（危機管理課、人事課、市町村課）は、市町村と協力し、訓練等を通じて応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。また、同制度に基づく他の都道府県等からの応援職員の受け入れについても、活用方法の習熟や発災時における円滑な活用に努めるものとする。 （６）　県（人事課、県土整備部等）は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 （７）　県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。	防災基本計画の修正（令和 7 年）を反映
54	（略） 3　市町村における受援・応援体制の整備 （１）　市町村は、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努めるものとする。 （略）	（略） 3　市町村における受援・応援体制の整備 （１）　市町村は、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努めるものとする。 （略）	防災基本計画の修正（令和 7 年）を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
60	**第９節　防災中枢機能等の確保** （略） ４　県における防災中枢機能の確保 （略） （２）同センターにおいて次の情報通信システムの総合的な管理・運用を行う。 （略） サ　国土交通省水防道路用無線	**第９節　防災中枢機能等の確保** （略） ４　県における防災中枢機能の確保 （略） （２）同センターにおいて次の情報通信システムの総合的な管理・運用を行う。 （略） サ　国土交通省多重無線	記載の見直し
61	（略） ７　男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備 （略） （１）　男女共同参画担当部局（生活こども課） ・発災時には、必要な情報を市町村男女共同参画担当部局等に提供するとともに、男女共同参画の視点からの災害対応が実施されるよう市町村及び県関係部局に促す。 （略）	（略） ７　男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備 （略） （１）　男女共同参画担当部局（生活こども課） ・発災時には、男女共同参画の視点からの災害対応が実施されるよう、市町村男女共同参画部局等及び県関係部局に必要な情報を提供する。 （略）	記載の見直し
63	**第 10 節　救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備** （略） ２　医療活動体制の整備 （略） （２）　災害医療コーディネーター等の設置 ア　県（医務課）は、災害時の医療対策について、有効な施策を円滑に実施するため、災害医療コーディネーター、災害医療サブコーディネーター（災害時小児周産期リエゾンを含む。）及び地域災害医療コーディネーター（以下「災害医療コーディネーター等」という。）を設置する。 （略） （追加）	**第 10 節　救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備** （略） ２　医療活動体制の整備 （略） （２）　災害医療コーディネーター等の設置 ア　県（医務課、薬務課）は、災害時の医療対策について、有効な施策を円滑に実施するため、災害医療コーディネーター、災害医療サブコーディネーター（災害時小児周産期リエゾンを含む。）、地域災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーター（以下「災害医療コーディネーター等」という。）を設置する。 （略） オ　災害薬事コーディネーターは、医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うものとする。	防災基本計画の修正（令和 ７ 年）を反映
63	（略） （４）　医薬品、医療資機材の備蓄等 県、市町村、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努めるもの	（略） （４）　医薬品、医療資機材の備蓄等 県、市町村、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努めるもの	委託先の修正を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
	とする。また、災害拠点病院は、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。 なお、県(薬務課)においては、群馬県医薬品卸協同組合及び群馬県医科器械協会に災害時用の応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄を委託するものとする。	とする。また、災害拠点病院は、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。 なお、県(薬務課)においては、群馬県医薬品卸協同組合及び群馬県医療機器販売業協会に災害時用の応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄を委託するものとする。	
64	(略) 3　保健医療福祉活動の調整機能の整備 (1)　保健医療福祉調整本部の整備 県(健康福祉課)は、大規模災害時に設置する「保健医療調整本部」(保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部。)が円滑に活動できるよう、体制の整備に努めるものとする。 (※保健医療活動チーム:災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、災害支援ナース、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム(DPAT)その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム(被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。)) (2)　保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備 県(健康福祉課、保健福祉事務所)及び市町村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。 (3)　災害時健康危機管理支援チームの整備 県(健康福祉課)は、災害時健康危機管理支援チーム(以下「DHEAT」という。)の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。	(略) 3　保健医療福祉活動の調整機能の整備 (1)　保健医療福祉調整本部の整備 県(健康福祉課)は、大規模災害時に設置する「保健医療福祉調整本部」(保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部。)が円滑に活動できるよう、体制の整備に努めるものとする。 (※保健医療福祉活動チーム:災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、災害支援ナース、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム(DPAT)その他の災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチーム(被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。)) (2)　保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備 ア　県(健康福祉課、保健福祉事務所)及び市町村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備(都道府県においては災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)等のシステムの活用体制を含む。)に努めるものとする。 イ　県(健康福祉課、保健福祉事務所)は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。 (3)　災害時健康危機管理支援チーム等の整備 県(健康福祉課、医務課)は、災害時健康危機管理支援チーム(以下「DHEAT」という。)や保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。	防災基本計画の修正(令和7年)を反映
68	第11節　緊急輸送活動体制の整備 (略)	第11節　緊急輸送活動体制の整備 (略)	防災基本計画の修正(令和7年)

頁	修正前	修正後	修正理由等
	7　道路の応急復旧体制等の整備 （略） （３）　道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	7　道路の応急復旧体制等の整備 （略） （３）　道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、定期的な見直しを行うものとする。	を反映
71	**第 12 節　避難の受入体制の整備** （略） ２　指定避難所 （略） （５）　物資の備蓄 　市町村は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具（ＬＰガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。 （６）　運営管理に必要な知識の普及 （略） （７）　福祉避難所 （略） （８）　避難所以外の避難者等の支援 （略） イ　市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 （略）	**第 12 節　避難の受入体制の整備** （略） ２　指定避難所等 （略） （削除） （５）　運営管理に必要な知識の普及 （略） （６）　福祉避難所 （略） （７）　避難所以外の避難者等の支援 （略） イ　市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 （略）	防災基本計画の修正（令和 7 年）を反映
75	**第 13 節　食料･飲料水及び生活必需品等の調達･供給体制の整備** １　備蓄計画	**第 13 節　食料･飲料水及び生活必需品等の備蓄･調達･供給体制の整備** １　備蓄計画	防災基本計画の修正（令和 7 年）

頁	修正前	修正後	修正理由等
	（１） 県(危機管理課)及び市町村は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土嚢袋及びその他の関連資機材の備蓄を推進するものとする。 （２） 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努めるものとする。 （３） 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。 （４） 県（危機管理課）及び市町村は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 （５） 県(危機管理課)及び市町村は、各家庭において「最低３日間、推奨１週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。 （追加）	（１） 県(危機管理課)及び市町村は、災害時に必要とされる物資の備蓄を推進するものとする。 （２） 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努めるものとする。 （３） 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。 （４） 県（危機管理課）及び市町村は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。 （５） 県(危機管理課)及び市町村は、各家庭において「最低３日間、推奨１週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。 （６） 市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こども、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。	を反映
76	（略） ３　県における備蓄・調達・供給の体制 （略） （追加）	（略） ３　県における備蓄・調達・供給の体制 （略） （９）備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
86	**第３章　県民等の防災活動の促進** （略） **第２節　防災思想の普及**	**第３章　県民等の防災活動の促進** （略） **第２節　防災思想の普及**	防災基本計画の修正（令和７年）を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
	1　防災知識の普及 （略） （６）　家庭防災会議の開催 （略） コ　家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備	1　防災知識の普及 （略） （６）　家庭防災会議の開催 （略） コ　家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備	
87	（略） (13)　県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。	（略） (13)　県は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
90	**第３節　県民の防災活動の環境整備** 1　消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 （略） （３）　自主防災組織の育成強化 県（危機管理課）及び市町村は、自主防災組織の組織率１００％を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。	**第３節　県民の防災活動の環境整備** 1　消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 （略） （３）　自主防災組織の育成強化 県（危機管理課）及び市町村は、自主防災組織の組織率１００％を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。また、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
90	（略） 2　災害時におけるボランティア活動の環境整備 県及び市町村は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。 なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。	（略） 2　災害時におけるボランティア活動の環境整備・連携体制の強化 県及び市町村は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。また、登録被災者援護協力団体（被災者援護に協力する団体として国（内閣府）が登録したＮＰＯ・ボランティア等）との平時からの連携強化に努めるものとする。さらに、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努めるとともに、休暇の取得の促進その他の災害時におけるボランティア活動への参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。 なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動で	防災基本計画の修正（令和７年）を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
	（１）　災害時におけるボランティア活動の啓発 県（県民活動支援・広聴課）及び市町村は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努める。 （略） （７）　緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理 県（県民活動支援・広聴課、廃棄物・リサイクル課、砂防課）及び市町村は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。	きる環境の整備が必要である。 （１）　ボランティア人材の育成・確保 県及び市町村は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。 （略） （７）　緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理 県（県民活動支援・広聴課、廃棄物・リサイクル課、砂防課）及び市町村は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。	
96	**第４章　要配慮者対策** **第１節　要配慮者対策** （略） ２　避難行動要支援者の避難支援体制の整備 （略） （追加） （５）　県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。	**第４章　要配慮者対策** **第１節　要配慮者対策** （略） ２　避難行動要支援者の避難支援体制の整備 （略） （５）　市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。 （６）　県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
97	（略） ３　避難体制の強化 （略） （３）　緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所への移送 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。	（略） ３　避難体制の強化 （略） （３）　緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所への移送 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所等へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
102	**第５章　その他の災害予防** （略） **第２節　孤立化集落対策**	**第５章　その他の災害予防** （略） **第２節　孤立化集落対策**	令和７年度群馬県総合防災訓練の成果を踏まえ

頁	修正前	修正後	修正理由等
	（略） ２　孤立化の未然防止対策 （１）　市町村 （略） カ　孤立化のおそれのある集落においては、救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。	（略） ２　孤立化の未然防止対策 （１）　市町村 （略） カ　孤立化のおそれのある集落においては、ヘリコプターによる救助や物資投下のための場外離着陸場及び緊急離着陸場用地を確保しておく。	た修正
104	**第３節　災害廃棄物対策** １　災害廃棄物の発生への対応 （略） （追加）	**第３節　災害廃棄物対策** １　災害廃棄物の発生への対応 （略） （６）　県（廃棄物・リサイクル課）及び市町村は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
105	**第４節　罹災証明書の発行体制の整備** １　罹災証明書の発行体制の整備 （１）　市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 （２）　県（危機管理課）は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会の開催や応援職員の派遣体制の整備等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。	**第４節　罹災証明書の発行体制の整備** １　罹災証明書の発行体制の整備 （１）　市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 （２）　県（危機管理課）は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会の開催や応援職員の派遣体制の整備等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
106	（追加）	**第５節　復興事前準備** 県（都市計画課）及び市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
108	**第２部　災害応急対策** （略）	**第２部　災害応急対策** （略）	名称の変更を反映

<table>
<tr><th>頁</th><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th></tr>
<tr><td></td><td>第１章　災害発生直前の対策
（略）
また、前橋地方気象台は、警報等の発表に当たっては、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える大雨・洪水警報の危険度分布（キキクル）等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足するものとする。</td><td>第１章　災害発生直前の対策
（略）
また、前橋地方気象台は、警報等の発表に当たっては、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足するものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>111</td><td>（略）
（３）　大雨警報・洪水警報の危険度分布等
前橋地方気象台が気象警報等の補足として発表する危険度分布等の種類と概要は、次のとおりである。
警報の危険度分布等の種類と概要
<table><tr><th>種類</th><th>概要</th></tr><tr><td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>（略）
（３）　キキクル等
前橋地方気象台が気象警報等の補足として発表するキキクル等の種類と概要は、次のとおりである。
キキクル等の種類と概要
<table><tr><th>種類</th><th>概要</th></tr><tr><td>土砂キキクル</td><td>（略）</td></tr><tr><td>浸水キキクル</td><td>（略）</td></tr><tr><td>洪水キキクル</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>名称の変更を反映</td></tr>
<tr><td>127</td><td>第５節　物資及び電力確保に関する事前対策
１　物資調達・輸送等に関する事前対策
県（危機管理課）及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</td><td>第５節　物資及び電力確保に関する事前対策
１　物資調達・輸送等に関する事前対策
県（危機管理課）及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</td><td>防災基本計画の修正（令和７年）を反映</td></tr>
<tr><td>129</td><td>第２章　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
（略）
第１節　災害情報の収集・連絡
（略）
１　災害情報の収集
（１）　県における災害情報の収集
（略）
イ　庁内各課、事務所は、それぞれの担当分野に関する情報を収集するものとし、必要に応じ被災地に調査のための職員を派遣するほか、無人航空機、高所監視カメラ、消防庁映像共有システムを活用</td><td>第２章　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
（略）
第１節　災害情報の収集・連絡
（略）
１　災害情報の収集
（１）　県における災害情報の収集
（略）
イ　庁内各課、事務所は、それぞれの担当分野に関する情報を収集するものとし、必要に応じ被災地に調査のための職員を派遣するほか、無人航空機、ＳＡＲ衛星を含む人工衛星、高所監視カメラ、消</td><td>現計画に対する国からの情報提供を反映

防災基本計画の修正（令和７年）を反映</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由等</th></tr>
<tr><td></td><td>するなど多様な手段を講じて情報収集に当たるものとする。</td><td>防庁映像共有システムを活用するなど多様な手段を講じて情報収集に当たるとともに、収集した画像情報について、防災ＩｏＴシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>131</td><td>（略）
２　県における災害情報の連絡
（略）
（２）　県庁の各課は、それぞれの担当分野に関する災害情報を危機管理課、関係省庁その他関係機関に連絡するものとする。</td><td>（略）
２　県における災害情報の連絡
（略）
（２）　県庁の各課は、それぞれの担当分野に関する災害情報を危機管理課、関係省庁その他関係機関に連絡するものとする（関係省庁への連絡は、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）を活用する。）。</td><td>防災基本計画の修正（令和７年）を反映</td></tr>
<tr><td>132</td><td>（略）
（８）　県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。</td><td>（略）
（８）　県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網、防災ＩｏＴシステム等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。</td><td>防災基本計画の修正（令和７年）を反映</td></tr>
<tr><td>146</td><td>第３章　活動体制の確立
（略）
第１節　災害対策本部の設置
（略）
13　関係機関に対する職員派遣の要請等
災害対策本部長は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。
また、災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供を求める。</td><td>第３章　活動体制の確立
（略）
第１節　災害対策本部の設置
（略）
13　関係機関に対する職員派遣の要請等
災害対策本部長は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。
また、災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供を求める。</td><td>防災基本計画の修正（令和７年）を反映</td></tr>
<tr><td>150</td><td>第２節　災害対策本部の組織
（略）
４　災害対策本部内の事務分掌
<table><tr><th>部
（部長相当職）</th><th>班
（班長等相当職）</th><th>分掌事務</th></tr><tr><td>総務部
（危機管理監）
（総務部長）</td><td>防災総括班
（*危機管理課長）
（ 消防保安課長）
（税務課長）</td><td></td></tr><tr><td></td><td colspan="2">（略）</td></tr></table></td><td>第２節　災害対策本部の組織
（略）
４　災害対策本部内の事務分掌
<table><tr><th>部
（部長相当職）</th><th>班
（班長等相当職）</th><th>分掌事務</th></tr><tr><td>総務部
（危機管理監）
（総務部長）</td><td>防災総括班
（*危機管理課長）
（ 消防保安課長）
（税務課長）</td><td></td></tr><tr><td></td><td colspan="2">（略）</td></tr></table></td><td>組織改正及び群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の改正を反映</td></tr>
</table>

頁	修正前			修正後			修正理由等
		総括調整担当	（リーダー）危機管理・防災係長 （サブリーダー）計画推進係長 （略）		総括調整担当	（リーダー）防災対策係長 （サブリーダー）危機管理係長、支援調整係長、避難対策係長 （略）	
		（略）			（略）		
		（略）			（略）		
	知事戦略部 （知事戦略部長） （デジタルトランスフォーメーション推進監） （グリーンイノベーション推進監）	（略）		知事戦略部 （知事戦略部長） （デジタルトランスフォーメーション推進監） （グリーンイノベーション推進監）	（略）		
		広報班 （*ﾒﾃﾞｨｱﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ課長） （追加）	（略）		広報班 （*ﾒﾃﾞｨｱﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ課長） （ｴﾝﾀｰﾃｲﾝﾒﾝﾄ・ｺﾝﾃﾝﾂ課長）	（略）	
		（略）			（略）		
	（略）			（略）			
		（略）			（略）		
		要配慮者対策班 （*介護高齢課長） （地域福祉課長） （健康長寿社会づくり推進課長） （障害政策課長）	（略）		要配慮者対策班 （*地域福祉課長） （介護高齢課長） （障害政策課長）	（略）	
		衛生・食品班 （*食品・生活衛生課長）	（略） ２　飲料水の供給関すること。 （略）		衛生・食品班 （*食品・生活衛生課長）	（略） ２　水道水の供給に係る水道事業者又は市町村への支援に関すること。 （略）	
		（略）			（略）		
	（略）			（略）			
	産業経済部 （産業経済部長）	（略）		産業経済部 （産業経済部長）	（略）		
		観光班 （*観光魅力創出課長）	（略）		観光班 （*観光ﾘﾄﾘｰﾄ推進課長）	（略）	
		（略）			（略）		
	（略）			（略）			

頁	修正前	修正後	修正理由等
160	（略） ６　地方部の事務分掌 班名／分掌事務 （略） 保健福祉班：（略） ３　飲料水の供給に関すること。 （略）	（略） ６　地方部の事務分掌 班名／分掌事務 （略） 保健福祉班：（略） ３　水道水の供給に係る水道事業者又は市町村への支援に関すること。 （略）	群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の改正を反映
168	**第６節　広域応援の要請等** （略） ３　市町村が行う応援の要請 （略） （追加）	**第６節　広域応援の要請等** （略） ３　市町村が行う応援の要請 （略） （４）指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する要請 市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県（危機管理課）に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。なお、県（危機管理課）への要請の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
170	（略） ８　広域的な応援体制 （略） （３）　県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。	（略） ８　広域的な応援体制 （略） （３）　県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、感染症対策を含め、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
193	**第６章　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動** （略） **第２節　交通の確保** （略） ３　道路啓開等 （１）　道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等（路面変状の補修や迂回路の整備、また、雪害においては除雪を含む。）を行	**第６章　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動** （略） **第２節　交通の確保** （略） ３　道路啓開等 （１）　道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等を行い、緊急車両の通行の確保に努めるものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
	い、道路機能の確保に努めるものとする。 （２） 警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う障害物の除去（除雪を含む。）に協力するものとする。	（２） 警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う道路啓開等に協力するものとする。	
194	（略） ６ 輸送拠点の確保 （１） 第１部第２章第 11 節「緊急輸送活動体制の整備」に基づく緊急輸送道路ネットワークを参考に、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、輸送拠点として県（危機管理課）は県物資集積拠点を、市町村は市町村物資集積拠点を開設するとともに、輸送体制を確保する。また、関係機関、住民等にその周知徹底を図るものとする。	（略） ６ 輸送拠点の確保 （１） 第１部第２章第 11 節「緊急輸送活動体制の整備」に基づく緊急輸送道路ネットワークを参考に、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、輸送拠点として県（危機管理課）は県物資集積拠点を、市町村は市町村物資集積拠点を開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、輸送体制を確保する。また、関係機関、住民等にその周知徹底を図るものとする。	防災基本計画の修正（令和 ７ 年）を反映
204	**第７章 避難の受入活動** （略） **第１節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営** （略） ２ 指定避難所の開設 （略） （４） 市町村は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情報システム等により速やかに県（行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、管轄警察署、地元消防機関等に連絡するものとし、県（危機管理課）は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。	**第７章 避難の受入活動** （略） **第１節 避難場所の開放及び指定避難所等の開設・運営** （略） ２ 指定避難所の開設 （略） （４） 市町村は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを総合防災情報システム等により速やかに県（行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、管轄警察署、地元消防機関等に連絡するものとし、県（危機管理課）は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。	防災基本計画の修正（令和 ７ 年）を反映
205	（略） ６ 良好な生活環境の確保 （１） 市町村は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。 ア 受け入れる避難者の人数は当該指定避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の指定避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。 イ 指定避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。	（略） ６ 良好な生活環境の確保 （１） 市町村は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。 ア 受け入れる避難者の人数は当該避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。 イ 避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。	防災基本計画の修正（令和 ７ 年）を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
	ウ　保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。また、高齢者等の要配慮者に対して福祉的な支援の実施に努める。 エ　避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。 オ　自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。 カ　指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給の平等かつ効率的な配給や栄養バランスのとれた適温の食事の提供に努める。 キ　入浴、洗濯、トイレ等の生活に必要となる水の確保に努める。 （追加） ク　安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。 ケ　必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 （略） 7　要配慮者への配慮 市町村は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や社会福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。 また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。	ウ　保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。また、高齢者等の要配慮者に対して福祉的な支援の実施に努める。 （削除） エ　自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。 オ　栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努める。 カ　入浴、洗濯、トイレ等の生活に必要となる水の確保に努める。 キ　快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努める。 ク　安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。 ケ　必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 （略） 7　要配慮者への配慮 市町村は、避難所の運営に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や社会福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。 また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。	
206	（略） 9　男女のニーズの違い等への配慮 市町村は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。 （略） イ　指定避難所運営体制への女性の参画を進める。	（略） 9　男女のニーズの違い等への配慮 市町村は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、こども・若者の居場所の確保、女性やこども等に対する性暴力・ＤＶの防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。 （略） イ　指定避難所運営体制への女性や子育て家庭の参画を進める。	防災基本計画の修正（令和 7 年）を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
	（略） ケ　性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。 （略） （追加）	（略） ケ　性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性やこども等の安全に配慮するよう努める。 （略） サ　キッズスペースや学習スペースを設置するよう努める。	
207	（略） 13　指定避難所の早期解消 市町村は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所の早期解消に努めるものとする。	（略） 13　指定避難所の早期解消 市町村は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めるものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
209	**第２節　応急仮設住宅等の提供** （略） ３　応急仮設住宅の運営管理 （１）　県（建築課、住宅政策課）又は市町村は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。	**第２節　応急仮設住宅等の提供** （略） ３　応急仮設住宅の運営管理 （１）　県（建築課、住宅政策課）又は市町村は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性やこども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
212	**第３節　広域一時滞在** （略） （追加）	**第３節　広域一時滞在** （略） ４　避難元・避難先市町村間の情報連携 被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
217	**第８章　食料･飲料水及び生活必需品等の調達､供給活動** 市町村、県等は、被災者の生活を維持するために必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、情報共有を図るものとする。	**第８章　食料･飲料水及び生活必需品等の調達､供給活動** 市町村、県等は、被災者の生活を維持するために必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、情報共有を図るものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
221	**第９章　保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動** 　市町村、県等は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。	**第９章　保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動** 　市町村、県等は、避難所等で生活する被災者の健康状態や多様なニーズの把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
222	**第１節　保健衛生活動** １　被災者の健康状態の把握等 （略） （３）　県（健康福祉課）は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災していない都道府県に対し保健医療福祉調整本部及び保健所（保健福祉事務所）による保健医療福祉活動の円滑な実施のため、ＤＨＥＡＴやの要請を行うものとする。	**第１節　保健衛生活動** １　被災者の健康状態の把握等 （略） （３）　県（健康福祉課、医務課）は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災していない都道府県に対し保健医療福祉調整本部及び保健所（保健福祉事務所）による保健医療福祉活動の円滑な実施や被災者の健康管理のため、ＤＨＥＡＴや保健師等チームの要請を行うものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
240	**第 12 章　施設、設備の応急復旧活動** （略） **第５節　上下水道施設の応急復旧** １　迅速な応急復旧の実施 （略） （追加） （２）　下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。	**第 12 章　施設、設備の応急復旧活動** （略） **第５節　上下水道施設の応急復旧** １　迅速な応急復旧の実施 （略） （２）　水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。 （３）　水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
249	**第 14 章　要配慮者対策** **第１節　要配慮者の災害応急対策** （略） （追加）	**第 14 章　要配慮者対策** **第１節　要配慮者の災害応急対策** **（略）** ３　福祉的支援の総合調整 （１）　県（地域福祉課）は、必要に応じ、県内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。 （２）　県（地域福祉課）は、福祉的支援の総合調整を円滑に行うために	防災基本計画の修正（令和７年）を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
		必要があると認めるときは、被災していない都道府県に対し福祉的支援及びその支援を円滑に行うための総合調整等の支援を要請するものとする。	
249	（略） 3　ぐんまＤＷＡＴ （１）　ぐんまＤＷＡＴは、要配慮者等福祉支援が必要な者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の活動を行うものとする。	（略） 4　ぐんまＤＷＡＴ （１）　ぐんまＤＷＡＴは、要配慮者等福祉支援が必要な者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の活動を行うものとする。 なお、在宅避難者や車中避難者への支援を含むものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
249	（略） 4　災害支援ナース 県（医務課）は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害支援ナースの避難所への派遣を要請する。	（略） 5　災害支援ナース 県（医務課）は、避難所等の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害支援ナースの避難所への派遣を要請する。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
255	**第 15 章　その他の災害応急対策** （略） **第３節　学校の災害応急対策** （略） ５　教育の確保 （略） （追加）	**第 15 章　その他の災害応急対策** （略） **第３節　学校の災害応急対策** （略） ５　教育の確保 （略） （５）　被災地学び支援派遣等枠組み（Ｄ－ＥＳＴ）の活用 県及び市町村は、児童生徒の学びの継続のため、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（Ｄ－ＥＳＴ）を活用する。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
260	**第７節　災害救助法の適用** （略） ３　救助の種類 災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。 （略） （５）　災害にかかった者の救出 （６）　災害にかかった住宅の応急修理 （７）　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 （８）　学用品の給与 （９）　埋葬 （10）　死体の捜索及び処理 （11）　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常	**第７節　災害救助法の適用** （略） ３　救助の種類 災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。 （略） （５）　災害にかかった者の救出 （６）　福祉サービスの提供 （７）　災害にかかった住宅の応急修理 （８）　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 （９）　学用品の給与 （10）　埋葬 （11）　死体の捜索及び処理	災害救助法の改正によるもの

頁	修正前	修正後	修正理由等
	生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	（12）　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	
267	**第３部　災害復旧・復興** （略） **第２節　原状復旧** （略） ２　災害廃棄物の処理 （１）　適正かつ円滑・迅速な処理の実施 　市町村は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国（環境省、防衛省）が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。 　また、県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。	**第３部　災害復旧・復興** （略） **第２節　原状復旧** （略） ２　災害廃棄物の処理 （１）　適正かつ円滑・迅速な処理の実施 　市町村は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国（環境省、防衛省）が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。 　また、県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映

火山災害対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
目次	第１部　災害予防 （略） 第３章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え （略） 第 12 節　食料・食料･飲料水及び生活必需品等の調達･供給体制の整備 （略） 第６章　その他の災害予防 （略） （追加） 第２節　罹災証明書の発行体制の整備	第１部　災害予防 （略） 第３章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え （略） 第 12 節　食料・食料･飲料水及び生活必需品等の備蓄･調達･供給体制の整備 （略） 第６章　その他の災害予防 （略） 第２節　帰宅困難者対策 第３節　罹災証明書の発行体制の整備	本文の更新を反映
281	第１部　災害予防 第１章　想定される火山の適切な設定と対策の基本的な考え方 （略） （追加）	第１部　災害予防 第１章　想定される火山の適切な設定と対策の基本的な考え方 （略） また、大規模噴火に伴う降灰は広域に影響を及ぼすことから、県、市町村、関係機関等は、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努めるものとする。対策の検討に当たっては、可能な限り降灰域内に留まって自宅等で生活を確保することを基本としつつ、状況によっては直ちに命に危険がある場合も想定して避難等の行動をとる必要があることを考慮するものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
283	第２章　火山災害に強い県土づくり （略） なお、日光白根山、草津白根山及び浅間山は、火山調査研究推進本部が選定している「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に該当し、火山災害警戒地域が指定されており、気象庁による２４時間体制での常時監視・観測が実施されている。	第２章　火山災害に強い県土づくり （略） なお、日光白根山、草津白根山及び浅間山は、火山調査研究推進本部が選定している「活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山」に該当し、火山災害警戒地域が指定されており、気象庁による２４時間体制での常時監視・観測が実施されている。	現計画に対する国からの情報提供を反映
287	第３節　避難施設・避難路の整備 県及び関係市町村は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする。	第３節　避難施設・避難路の整備 県及び関係市町村は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び退避壕等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映

火山災害対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
293	**第３章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え** **第１節　避難誘導体制の整備** （略） 10　要配慮者への配慮等 （略） （２）　関係市町村及び県（観光魅力創出課）は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。	**第３章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え** **第１節　避難誘導体制の整備** （略） 10　要配慮者への配慮等 （略） （２）　関係市町村及び県（観光リトリート推進課）は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。	組織改正を反映
297	**第 12 節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備**	**第 12 節　食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄・調達・供給体制の整備**	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
300	**第６章　その他の災害予防** （略） （追加） **第２節　罹災証明書の発行体制の整備** （風水害・雪害対策編第１部第５章第４節「罹災証明書の発行体制の整備」に準ずる。）	**第６章　その他の災害予防** （略） **第２節　帰宅困難者対策** **（震災対策編第２部第５章第４節「帰宅困難者対策」に準ずる。）** **第３節　罹災証明書の発行体制の整備** （風水害・雪害対策編第１部第５章第４節「罹災証明書の発行体制の整備」に準ずる。）	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
302	**第２部　災害応急対策** **第１章　災害発生直前の対策** （略） **第１節　火山活動に関する情報の収集** １　火山活動に関する情報収集 （略） （２）　国、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、火山活動に関する情報を相互に共有し、火山活動の状況の把握に努めるものとする。また、火山の監視観測を行う機関は、火山調査研究推進本部による総合調整の下で、現地において機動的な観測を行うものとする。	**第２部　災害応急対策** **第１章　災害発生直前の対策** （略） **第１節　火山活動に関する情報の収集** １　火山活動に関する情報収集 （略） （２）　国、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、火山活動に関する情報を相互に共有し、火山活動の状況の把握に努めるとともに、火山の監視観測を行う機関は、現地において機動的な観測を行うものとする。	現計画に対する国からの情報提供を反映
310	**第２節　噴火警報等の伝達** （略） **６　火山現象に関する情報等** （略） （１）　火山の状況に関する解説情報	**第２節　噴火警報等の伝達** （略） **６　火山現象に関する情報等** （略） （１）　火山の状況に関する解説情報	記載の見直し

頁	修正前	修正後	修正理由等
	気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。	気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。	

事故災害対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
401	**第５部　県外の原子力施設事故対策** **第１章　災害予防** **第１節　基本方針** １　目的 （略） 本県においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率のモニタリング強化や県産農林水畜産物等の放射性物質検査を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。 （略）	**第５部　県外の原子力施設事故対策** **第１章　災害予防** **第１節　基本方針** １　目的 （略） 本県においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率のモニタリング強化や県産農林水畜産物等の放射性物質核種濃度検査を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。 （略）	現計画に対する国からの情報提供を反映
405	**第２章　災害応急対策** （略） **第２節　モニタリング体制の強化** （略） ２　水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査 県及び市町村等上下水道事業者は水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施し、結果を共有する。 ３　農林水畜産物等の放射性物質検査 県は、県産農林水畜産物等に係る放射性物質検査を実施するものとする。 ４　焼却灰等の放射性物質汚染状況の把握 県は、廃棄物処理施設に係る焼却灰、排出ガス、放流水の放射性物質検査の情報を収集把握する。	**第２章　災害応急対策** （略） **第２節　モニタリング体制の強化** （略） ２　水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質核種濃度検査 県及び市町村等上下水道事業者は水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質核種濃度検査を実施し、結果を共有する。 ３　農林水畜産物等の放射性物質検査 県は、県産農林水畜産物等に係る放射性物質核種濃度検査を実施するものとする。 ４　焼却灰等の放射性物質汚染状況の把握 県は、廃棄物処理施設に係る焼却灰、排出ガス、放流水の放射性物質核種濃度検査の情報を収集把握する。	現計画に対する国からの情報提供を反映
408	**第４節　水道水、飲食物の摂取制限等** （略） ５　上下水処理等副次産物の利活用について 県（下水環境課、（企）水道課）は、国からの指導・助言、指示及び放射性物質検査に基づき、各処理施設から発生する副次産物の利活用について、搬出制限等必要な措置を講じるものとする。	**第４節　水道水、飲食物の摂取制限等** （略） ５　上下水処理等副次産物の利活用について 県（下水環境課、（企）水道課）は、国からの指導・助言、指示及び放射性物質核種濃度検査に基づき、各処理施設から発生する副次産物の利活用について、搬出制限等必要な措置を講じるものとする。	現計画に対する国からの情報提供を反映
409	**第７節　各種制限措置の解除** 県、市町村その他関係機関は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。	**第７節　各種制限措置の解除** 県、市町村その他関係機関は、放射性物質核種濃度検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。	現計画に対する国からの情報提供を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
410	**第３章　災害復旧対策** **第１節　モニタリングの継続実施と結果の公表** 県は、必要に応じて、原子力事業者その他関係機関と協力して空間放射線量率モニタリングや水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を継続して行い、その結果を速やかに公表する。	**第３章　災害復旧対策** **第１節　モニタリングの継続実施と結果の公表** 県は、必要に応じて、原子力事業者その他関係機関と協力して空間放射線量率モニタリングや水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物の放射性物質核種濃度検査を継続して行い、その結果を速やかに公表する。	現計画に対する国からの情報提供を反映

火災対策編

火災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
426	**第２部　林野火災対策** **第１章　災害予防** **第１節　林野火災に強い地域づくり** （略） ２　防火に資する林道の整備 県（林政課、道路整備課）及び関東森林管理局は、林野火災の延焼防止に資する林道の整備を図るものとする。 （追加） ３　監視パトロール等の強化 県（林政課）、市町村及び関東森林管理局は、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災多発時期における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。	**第２部　林野火災対策** **第１章　災害予防** **第１節　林野火災に強い地域づくり** （略） ２　防火に資する林道等の整備 県（林政課、道路整備課）及び関東森林管理局は、林野火災の延焼防止に資する林道や森林の適正な管理を行い、防火林帯としての機能の確保を図るものとする。 ３　林野火災に対する警戒の強化 県（林政課）、市町村及び関東森林管理局は、火入れの許可申請の徹底に取り組むとともに、火入れ等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市町村は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。 ４　監視パトロール等の強化 （１）　市町村は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するものとする。 （２）　県（林政課）、市町村及び関東森林管理局は、林野火災多発時期における住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
428	**第７節　救助・救急、医療及び消火活動体制の整備** （追加）	**第７節　救助・救急、医療及び消火活動体制の整備** 林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする地方公共団体は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
428	（略） ３　消火活動体制の整備 （略） （２）　県は、空中消火活動を積極的に推進するため、防災ヘリコプター並びに空中消火用バケット等資機材の整備、備蓄及び維持管理に努めるものとする。	（略） ３　消火活動体制の整備 （略） （２）　県は、空中消火活動を積極的に推進するため、防災ヘリコプター、空中消火用バケット、熱源探査装置を含む資機材等の整備、備蓄及び維持管理に努めるものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
	（略） （追加）	（略） （５）　消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。 （６）　市町村は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。 （７）　市町村は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。 （８）　市町村は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。	
431	**第 11 節　防災訓練の実施** １　防災訓練の実施 （１）　消防機関は、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。	**第 11 節　防災訓練の実施** １　防災訓練の実施 （１）　消防機関は、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。	防災基本計画の修正（令和 ７ 年）を反映
432	**第 12 節　防災思想の普及** １　防火意識の高揚・啓発 県（林政課）及び関東森林管理局は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることに鑑み、山火事予防運動等を通じて、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施するものとする。 ２　標識板等の設置 県（林政課）及び関東森林管理局は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や簡易防火用水の設置の促進を	**第 12 節　防災思想の普及** １　防火意識の高揚・啓発 （１）　県（林政課）及び関東森林管理局は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることに鑑み、山火事予防運動等の機会やＳＮＳ等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、周辺住民、ハイカーなどの入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。 （２）　県（林政課）及び関東森林管理局は、本県の置かれた自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。 ２　標識板等の設置 県（林政課）及び関東森林管理局は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めると	防災基本計画の修正（令和 ７ 年）を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
	図るものとする。	ともに、標識板、立看板の設置や防火水槽、簡易防火用水の設置の促進を図るものとする。	
435	**第２章　災害応急対策** **第１節　災害情報の収集・連絡** （略） ３　市町村・消防機関における災害情報の収集・連絡 （略） （追加）	**第２章　災害応急対策** **第１節　災害情報の収集・連絡** （略） ３　市町村・消防機関における災害情報の収集・連絡 （略） （４）　消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。	防災基本計画の修正（令和７年）を反映
438	**第 11 節　消火活動** １　被災地域内の消防 （略） （２）　消防機関による消火活動 （追加） ア　消防機関は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するものとする。 （追加） イ　消防機関は、管内の消防力では対応できないと判断したときは、時期を失することなく近隣の消防機関に応援を要請し、又は県（消防保安課）に対し防災ヘリコプターによる空中消火を要請するなど、早期消火に努めるものとする。 （追加） ２　被災地域外の消防機関等による応援 （略）	**第 11 節　消火活動** １　被災地域内の消防 （略） （２）　消防機関等による消火活動 ア　消防機関は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。 イ　消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。また、活動終期にあっては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。 ウ　消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関等に情報共有するものとする。 エ　消防機関は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。 オ　消防機関は、管内の消防力では対応できないと判断したときは、時期を失することなく近隣の消防機関に応援を要請し、又は県（消防保安課）に対し防災ヘリコプターによる空中消火を要請するなど、早期消火に努めるものとする。 カ　市町村は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。機関等による消火活動 ２　被災地域外の消防機関等による応援 （略） （３）　県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整	防災基本計画の修正（令和７年）を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
	（3） 県（消防保安課）は、防災ヘリコプターによる空中消火について被災地域内の消防機関から要請を受けたときは、直ちに空中消火を実施するものとする。 （4） 県（消防保安課）は、県内の消防力では対応できないと判断したときは、時期を失することなく他県の防災ヘリコプターの応援を要請し、又は自衛隊のヘリコプターの災害派遣を要請するものとする。 （5） 自衛隊は、知事（危機管理課）からの災害派遣要請に基づき、ヘリコプターによる空中消火又はジェットシューター等による地上消火を行うものとする。 （追加）	など支援を行うものとする。 （4） 応援部隊は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用するものとする。 （5） 応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。 （6） 応援部隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。 （7） 県（消防保安課）は、防災ヘリコプターによる空中消火について被災地域内の消防機関から要請を受けたときは、直ちに空中消火を実施するものとする。 （8） 県（消防保安課）は、県内の消防力では対応できないと判断したときは、時期を失することなく他県の防災ヘリコプターの応援を要請し、又は自衛隊のヘリコプターの災害派遣を要請するものとする。 （9） 自衛隊は、知事（危機管理課）からの災害派遣要請に基づき、ヘリコプターによる空中消火又はジェットシューター等による地上消火を行うものとする。 （10） 県（消防保安課）、市町村及び消防機関は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。	
441	**第 18 節　その他の災害応急対策等** （風水害・雪害対策編第 2 部第 14 章「要配慮者対策」及び同部第 15 章「その他の災害応急対策」に準ずる。） （追加）	**第 18 節　その他の災害応急対策等** （風水害・雪害対策編第 2 部第 14 章「要配慮者対策」及び同部第 15 章「その他の災害応急対策」に準ずる。） 市町村は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。	防災基本計画の修正（令和 7 年）を反映